

○久喜市高齢者ふれあい元気サロン事業補助金交付要綱

平成22年3月23日

告示第89号

改正 令和3年3月12日告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の要介護状態への進行を予防するため、家に閉じこもりがちな高齢者等に対して集いの場を提供して趣味活動やレクリエーション活動等を実施する高齢者ふれあい元気サロン事業（以下「事業」という。）を行うものに対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助の対象となるもの)

第2条 補助の対象となるものは、事業を実施する市民ボランティア団体又は個人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の実施目的、代表者等に関する定めがあること。
- (2) 活動を代表する者が市内に住所を有すること。
- (3) 営利を目的としないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市が交付する補助金又は社会福祉法人久喜市社会福祉協議会福祉活動助成金（ふれあい・いきいきサロン事業に係る補助金に限る。）の交付を受けているものは、この告示による補助の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者が対象であること。
- (2) 1回の活動について前項の対象者5人以上の参加が見込まれること。

- (3) 1年を通して月1回以上活動していること。
- (4) 活動場所が市内の建物、公園等であること。
- (5) 緊急時における対応方法及び連絡体制が整備されていること。
- (6) 利用者の安全に配慮していること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条の補助対象事業に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 事業において使用する建物等の利用料又は賃借料
- (2) 事業において使用する車両の借上料
- (3) 事業において利用する公共交通機関の運賃
- (4) 利用者に係る傷害保険料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額を基準とし、毎年度予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 前条第1号の経費に2分の1を乗じて得た額で年額10万円を上限とする。
- (2) 前条第2号の経費に2分の1を乗じて得た額並びに同条第3号及び第4号の経費に相当する額の合計額で年額5万円を上限とする。

(補助事業に関する事前協議)

第6条 補助を受けようとするものは、あらかじめ事業計画書を作成し、事業実施年度の前年度の9月30日までに、事業の実施に関し市長に協議しなければならない。

(交付申請書の様式等)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、高齢者ふれあい元気サロン事業補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

2 前項の交付申請書の提出期限は、毎年5月31日とする。

3 交付申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業の実施目的、代表者等に関する定め
- (2) 緊急時の対応及び連絡体制に関する書類
- (3) 実施事業の内容に関する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書等の様式等)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、高齢者ふれあい元気サロン事業補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとし、同条第2項の規定による通知を行う際の様式は、高齢者ふれあい元気サロン事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、高齢者ふれあい元気サロン事業補助金実績報告書(様式第4号)のとおりとする。

2 実績報告書には、補助事業に係る領収証の写し等を添付するものとする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内とする。

(交付確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、高齢者ふれあい元気サロン事業補助金額確定通知書(様式第5号)のとおりとする。

(交付決定の取消し)

第11条 規則第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、高齢者ふれあい元気サロン事業補助金交付取消通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定をしたものに通知するものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、平成22年4月1日以後における補助金の交付について適用し、同日前における補助金の交付については、なお合併前の久喜市高齢者ふれあい元気サロン事業補助金交付要綱（平成20年久喜市告示第84号。以下「合併前の告示」という。）の例による。

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の告示の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第6条の規定にかかわらず、平成22年度に実施する事業に係る事前協議の期限は、平成22年4月30日とする。

附 則（令和3年3月12日告示第138号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

